

別記様式第2号（第2条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）				自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ		
			長さ		
			幅		
			高さ		
自動車の使用の本拠の位置					
自動車の保管場所の位置					
（変更前）					
保管場所標章番号					
上記の事項について届出をします。  平成 年 月 日  警察署長殿					
届出者		〒	（ ）		
住所					
（フリガナ）氏名		（ ）			印
電話番号		（ ）			

第 号

使用 権限	自己・他人・共有
----------	----------

連絡 先	氏名 電話	（ ）
---------	----------	-----

新規 代替	車両 番号	前車	
		現車	

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあつては、「新規」の文字を、法第7条第1項（第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあつては、「変更」の文字を で囲むこと。
- 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあつては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあつては「軽」の文字を で囲むこと。
- 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
- 4 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であつて届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたときは、保管場所標章番号欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載して、所在図の添付を省略することができる。
- 5 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

# 【自動車保管場所届出書】の記載例

「軽自動車」を取得した場合の車庫の届出及び「登録自動車」・「軽自動車」の車庫のみを変更した場合に必要な書面です。

自動車検査書を確認して書いてください。  
 数字とローマ字をハッキリと区別して書いてください。次の間違いがしばしば見受けられますので、提出前に十分確認をお願いします。  
 [ 0とO又はD、1とI、2とZ、7と9、8とB、9とP、VとU ] などに注意してください。

自動車保管場所届出書(新規・変更)			自動車の区分	登録(軽)
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
スズキ	GF-HA12S	HA12S-12345	長さ	339センチメートル
			幅	147センチメートル
			高さ	145センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番3号 かすみ荘102号			
自動車の保管場所の位置	東京都千代田区霞ヶ関2丁目3番4号 かすみ駐車場 1 (変更前)			
保管場所標章番号	973261049			
上記の事項について届出をします。				
届町	警察署長殿			
平成	15年 月 日			
〒	100-8929			
住所	東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番3号 かすみ荘102号			
氏名	日本 太郎			
電話番号	03(3581)0110			

例えば、スズキ・アルトの場合「スズキ」と書きます。

**自動車の大きさ欄**  
 センチメートル単位で、右に詰めて書きます(2単位-切り捨て)。

**使用の本拠の位置欄**  
 [個人の場合]  
 実際に居住する場所の所在地を書きます。通常は、住民票の住所と同じです。  
 《通常、勤務先は、個人の使用の本拠になりません。》  
 [法人の場合]  
 実際に営業を行う事業所の所在地を書きます(本社・支社等の所在地)。  
 《通常、役員の自宅や社員寮等は、法人の使用の本拠になりません。》  
 届出者の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なる時は、両者の正当な関係を明らかにする書面を求められます。

**保管場所の位置欄**  
 駐車場の所在地と車庫の特定番号を書きます。

**保管場所標章番号**  
 軽自動車の新規届出の場合で、次のすべてに該当する場合は、届出書に旧自動車の保管場所標章番号を記載することにより「所在図」のみ、記載(添付)を省略することができます。  
 自動車買い替え時等の自動車の入れ替えである。  
 使用の本拠の位置と車庫の位置のいずれも旧自動車と変更がない。  
 届出の時点で旧自動車を保有しているか又は届出日の前15日以内に保有していた。

**届出者欄**  
 届出者欄に記載する方は、警察署窓口書類を提出する方ではなく、自動車の所有者又は使用者となっている方です。  
 [個人の場合]  
 住民票又は印鑑証明書の住所と氏名を書きます。  
 届出者は署名することにより、押印を省略することができます。  
 [法人の場合]  
 登記簿又は印鑑証明書に記載されている所在地・法人名を書き、法人の代表者名を併記のうえ押印します。  
 法人の場合は、押印を省略することはできません。  
 印鑑は、法人として通常使用する印鑑を押印してください。

使用権限	自己・他・共有	連絡先	氏名 日本 二郎	新規・代替	車両番号	前車	品川50 1234
			電話 03(3581) 555		現車	品川50 5678	

**使用権限欄**  
 届出する車庫の「所有者」に 印を付けます。  
 ・ 届出者所有 ~ 自己に 印を付け、「自認書」を添付します。  
 ・ 他人所有 ~ 他人に 印を付け、下記書面のうちいずれか「一通」を添付します。  
 保管場所契約書の写し  
 駐車場料金領収書(契約書がない時)等  
 保管場所使用承諾証明書  
 ・ 共有地 ~ 共有に 印を付け、共有者全員の使用承諾書を添付します。

**連絡先欄**  
 届出内容について、お尋ねできる方の連絡先(氏名・電話番号)を書いてください。

**新規・代替欄**  
 届出する車庫の状況について、新規・代替の何れかに 印を付けます。  
 ・ 新規 ~ 初めて使う車庫で、まだ届出を行っていない場合  
 ・ 代替 ~ 今まで使っていた車庫で、既に届出を行っている場合

## 留意事項

この書類は、二枚で一組(複写式)となっています。黒色ボールペン又は黒色スタンプで明確に記載してください。  
 軽自動車の保管場所届出は、自動車検査を受けた後(ナンバーを取得した後)速やかに行ってください。また、軽自動車、登録自動車問わず、車庫だけを変更した場合(軽自動車は、届出義務適用地域内に限る)は、十五日以内に届出をすることが義務付けられています。